

鹿島市商工業人材育成・確保対策事業補助金申請手続き

(補助申請の対象者)

補助申請の対象者は下記の各号に該当するものとします。

- ① 鹿島商工会議所の会員であること。
- ② 鹿島市内の中小企業者の経営者及び従業員
- ③ 市内に事業所がある中小企業者が5社以上の同一業種で組織する団体
- ④ 市内に本店がある中小企業者は市外事業所に勤務する従業員であっても対象者とします。
- ⑤ 創業を予定する者については、開業届および鹿島商工会議所入会届の提出確認ができる者としてします。

(補助対象経費)

補助の対象経費は研修会等参加費用（受講料、参加費、テキスト代等）。また、令和3年3月22日（月）～令和3年3月31日（水）までに参加した研修会等の参加費用も対象とする。

尚、創業塾受講証明書（令和2年度）もしくは特定創業支援事業者による支援を受けたことを証明する証明書の確認ができる創業者については、開業日より遡って1年以内（令和2年4月1日までを限度とする）に参加した研修会等の参加費用を対象とする。

※ただし、資格受験料・交通費・宿泊費・食事代は対象外となります。

(補助金額)

受講料（研修実費）の2分の1以内。

※ただし、1事業所への交付限度額は年度5万円以内、団体への交付限度額は年度40万円以内です。

(申請方法)

研修の受講申込の日から受講開始の1週間前までに、次の各号に掲げる書類を添えて商工会議所に提出します。なお修了証書は研修修了後速やかに提出します。

- ① 鹿島市商工業人材育成・確保対策事業補助金申請書（人材－様式第1号）
- ② 受講料等支払関係書類（受講料の支払を証明できるものの写し）
- ③ 研修機関への受講申込書（写し）
- ④ 実績報告書（人材－様式第3号）
- ⑤ 修了証（写し）
- ⑥ その他会頭が必要と認める書類

(補助金の交付)

鹿島市商工業人材育成・確保対策事業補助金交付の申請があった時、その内容を審査し適当であると認めたとき、鹿島市商工業人材育成・確保対策事業補助金交付決定を申請者に通知いたします。補助金は実績報告書が提出され次第、指定された口座に振込みいたします。

(受付期間)

令和 3 年 4 月 1 日 (木) ～令和 4 年 3 月 18 (金) 日まで。

※ただし、予算額に達した場合は受付を終了します。

尚、研修等が令和 4 年 3 月 21 日 (日) までに終了する必要があります。